

高齢者虐待防止及び身体拘束廃止について

I 高齢者虐待の基本

1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の成立

- 平成17年11月1日
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(以下「高齢者虐待防止法」という。) が可決・成立
- 平成18年4月1日
高齢者虐待防止法の施行

2 「高齢者虐待」の捉え方

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者(※)と定義

※ 養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障害者については高齢者とみなし、
養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用される。(平成24年10月1日一部法改正)

(1) 養護者による高齢者虐待

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 養護者による高齢者虐待

«養護者»

「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられる。

<表1>虐待の区分

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による放置等、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応 その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

《養介護施設従事者等》

高齢者虐待防止法第2条第5項に規定する養介護施設または
養介護事業<以下表>の業務に従事する職員による<表1>に該当する
行為。

<表2>養介護施設及び養介護事業

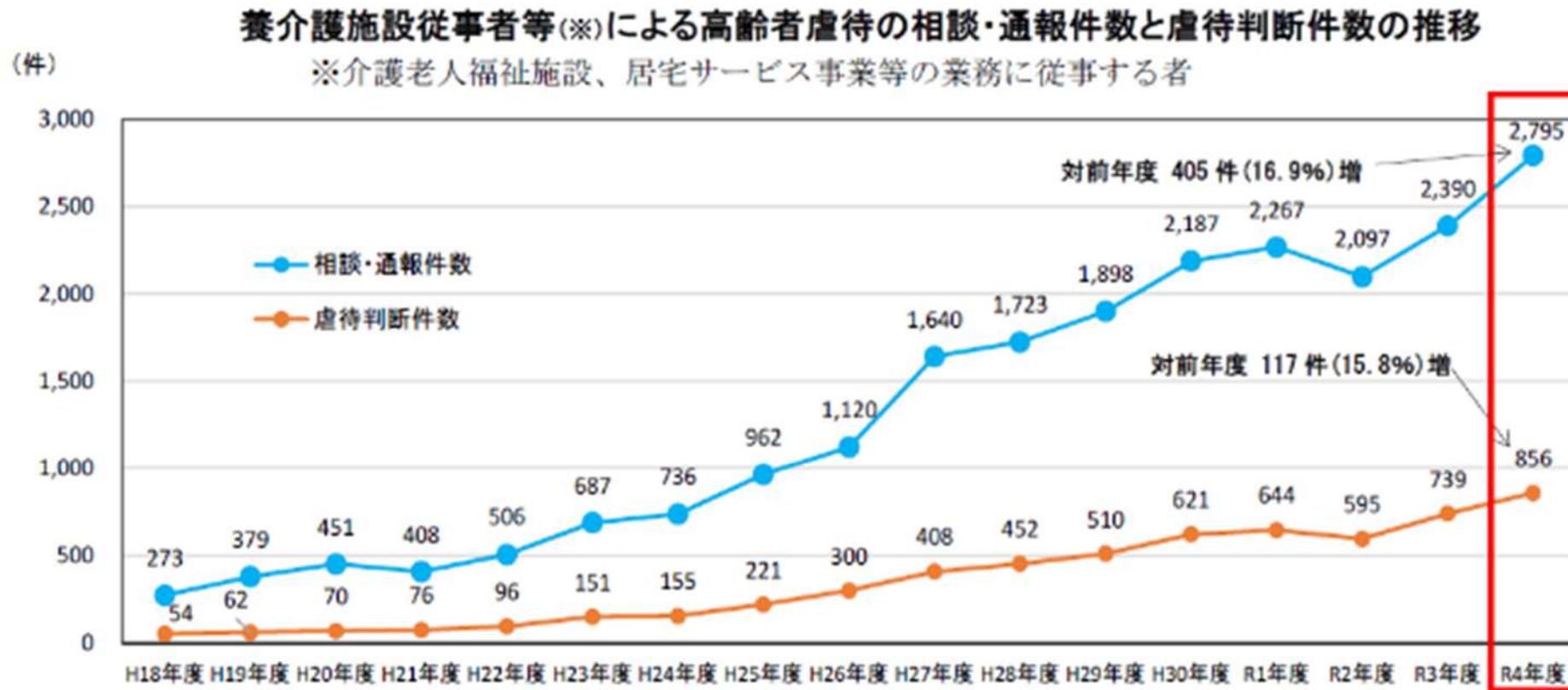
根拠法	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業

【令和 3 年度介護保険制度改正】

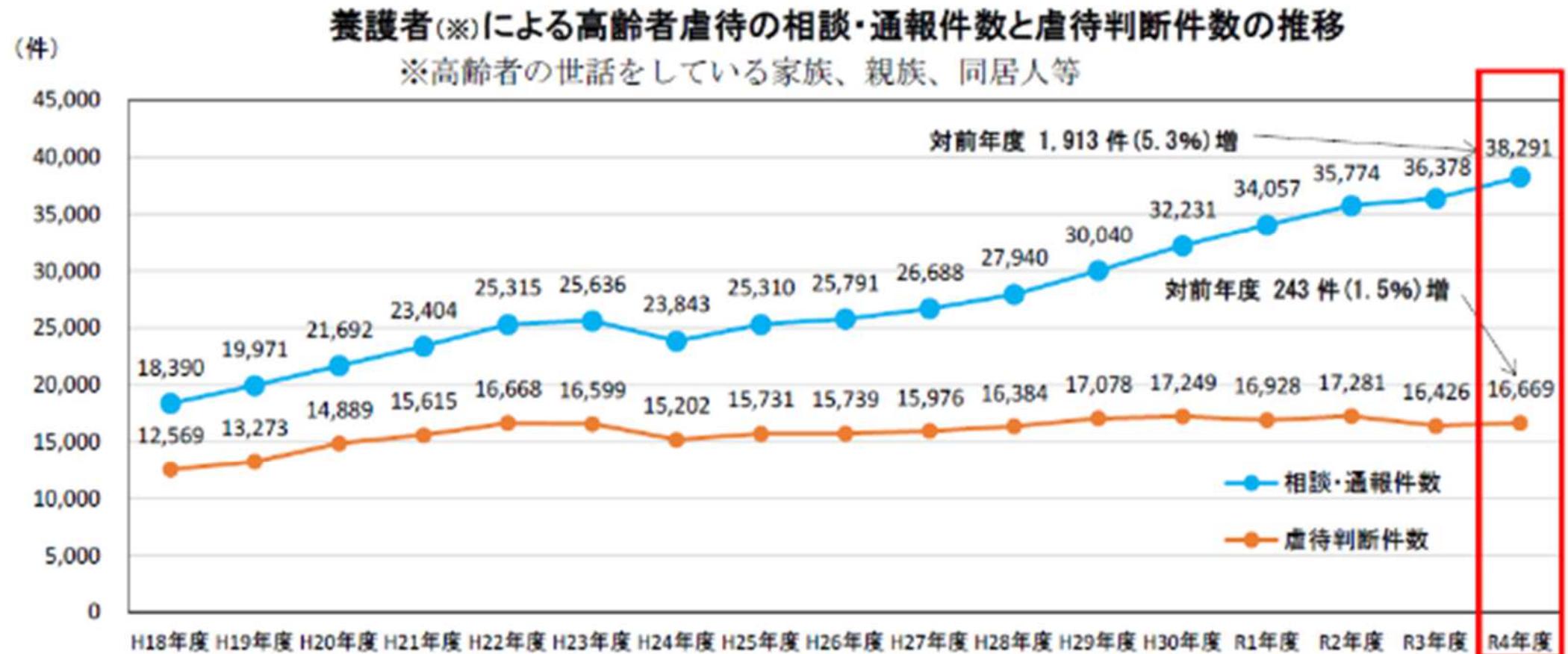
令和 6 年 4 月からすべての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、高齢者虐待防止に関して、以下を義務付けている。

- 運営規定に虐待防止のための措置に関する事項を定めること
- 虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催
- 指針の整備
- 研修の実施
- 担当者を定めること

令和4年度における高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査結果の概要 (令和5年12月22日厚生労働省発表)



(厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00025.html

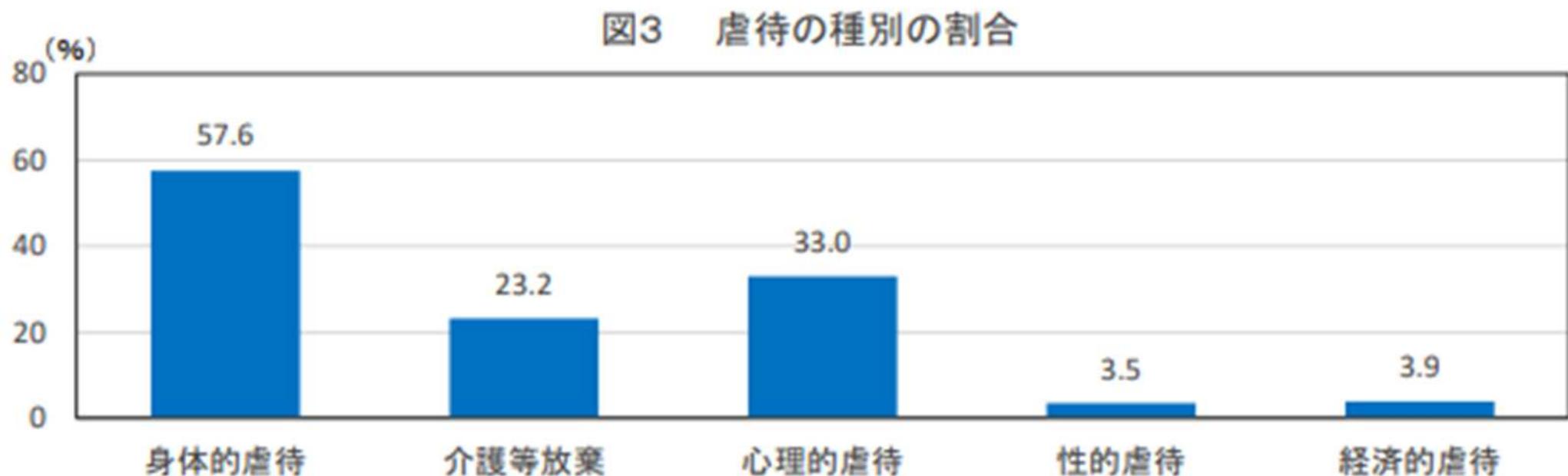


(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00025.html

集計結果の状況（抜粋）	
施設・事業所の種別	①特別養護老人ホーム 32.0% ②有料老人ホーム 25.8% ③認知症対応型共同生活介護 11.9% ④介護老人保健施設 10.5%
虐待種別	①身体的虐待 57.6% ②心理的虐待 33.0% ③介護等放棄 23.2% ④性的虐待 3.9% ⑤経済的虐待 3.5% (複数回答)
虐待に該当する身体拘束	①身体拘束あり 22.5% ②身体拘束なし 77.7%
要介護状態区分	①「要介護4」 33.1% ②「要介護3」 24.7% ③「要介護5」 18.6% ④「要介護1」 8.4% ⑤「要介護2」 8.1%
認知症日常生活自立度	①「自立度Ⅲ」 31.2% ②「自立度Ⅱ」 16.9% ③「自立度Ⅳ」 12.5% ④「自立度Ⅰ」 3.1% ⑤「自立度M」 2.2% ⑥「自立又は認知症なし」 1.8%
相談・通報者	①当該施設職員 27.6% ②当該施設管理者等 15.9% ③家族・親族 15.5% ④当該施設元職員 9.5% ⑤本人による届出 1.7% (複数回答)
虐待の発生要因	①教育・知識・介護技術等に関する問題 56.1% ②職員のストレスや感情コントロールの問題 23.0% ③虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ 22.5% ④倫理観や理念の欠如 17.9% ⑤人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ 11.6% ⑥虐待を行った職員の性格や資質の問題 9.9% (複数回答)
介護保険法等による権限行使	①報告徴収、質問、立入検査 213件 ②改善勧告 78件 ③指定の効力停止 12件 ④改善命令 3件 ⑤指定取消 1件

虐待事実が認められた施設・事業所の虐待種別



※被虐待高齢者が特定できなかった60件を除く796件における被虐待者の総数1,406人に対する集計(複数回答)。

(厚生労働省ホームページ抜粋)

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00025.html

(%)

虐待事実が認められた施設事業者の種別

35

30

25

20

15

10

5

0

32%

25.8%

11.9%

10.5%

特別養護老人ホーム

有料老人ホーム

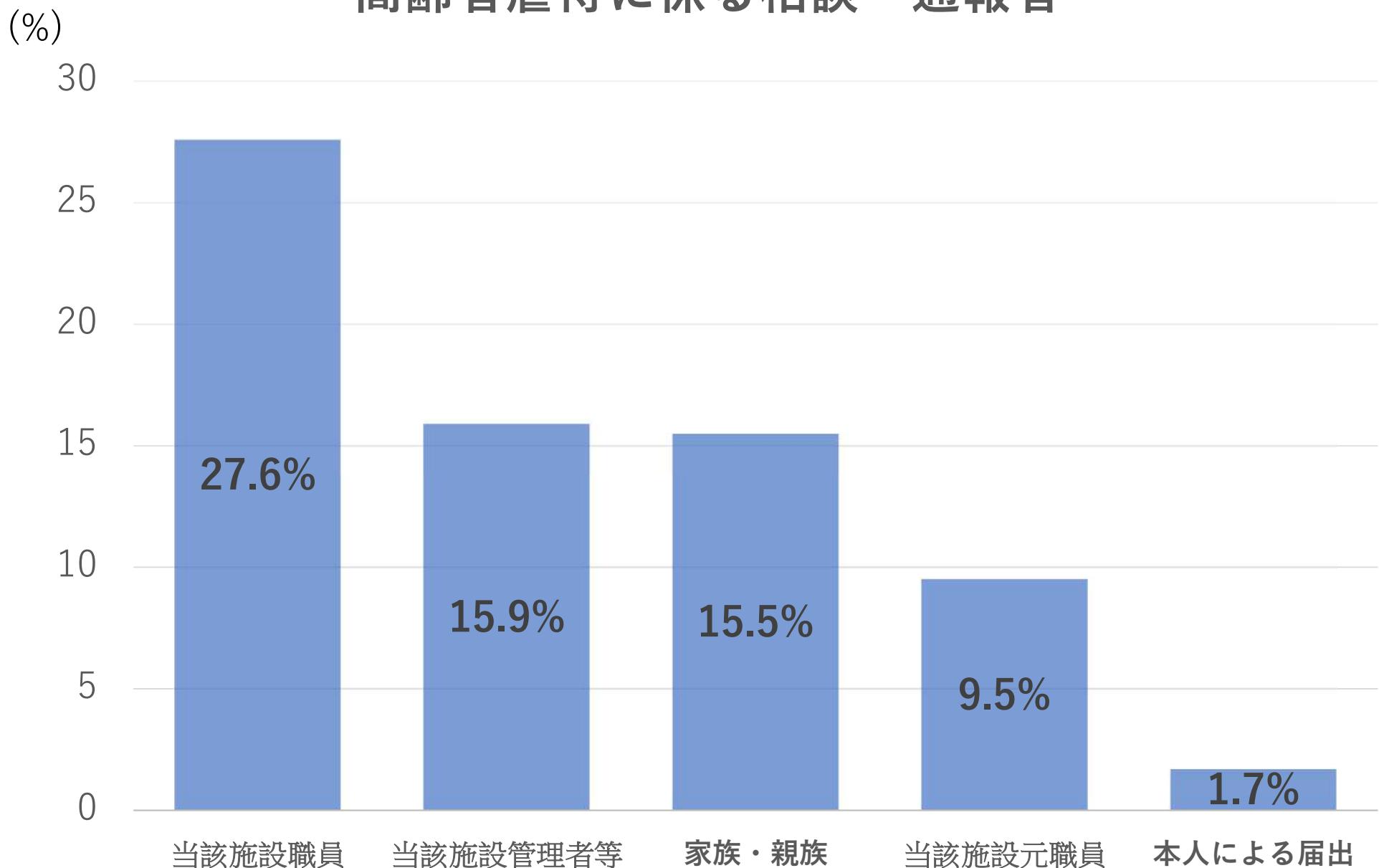
認知症対応型共同生活介護

介護老人保健施設

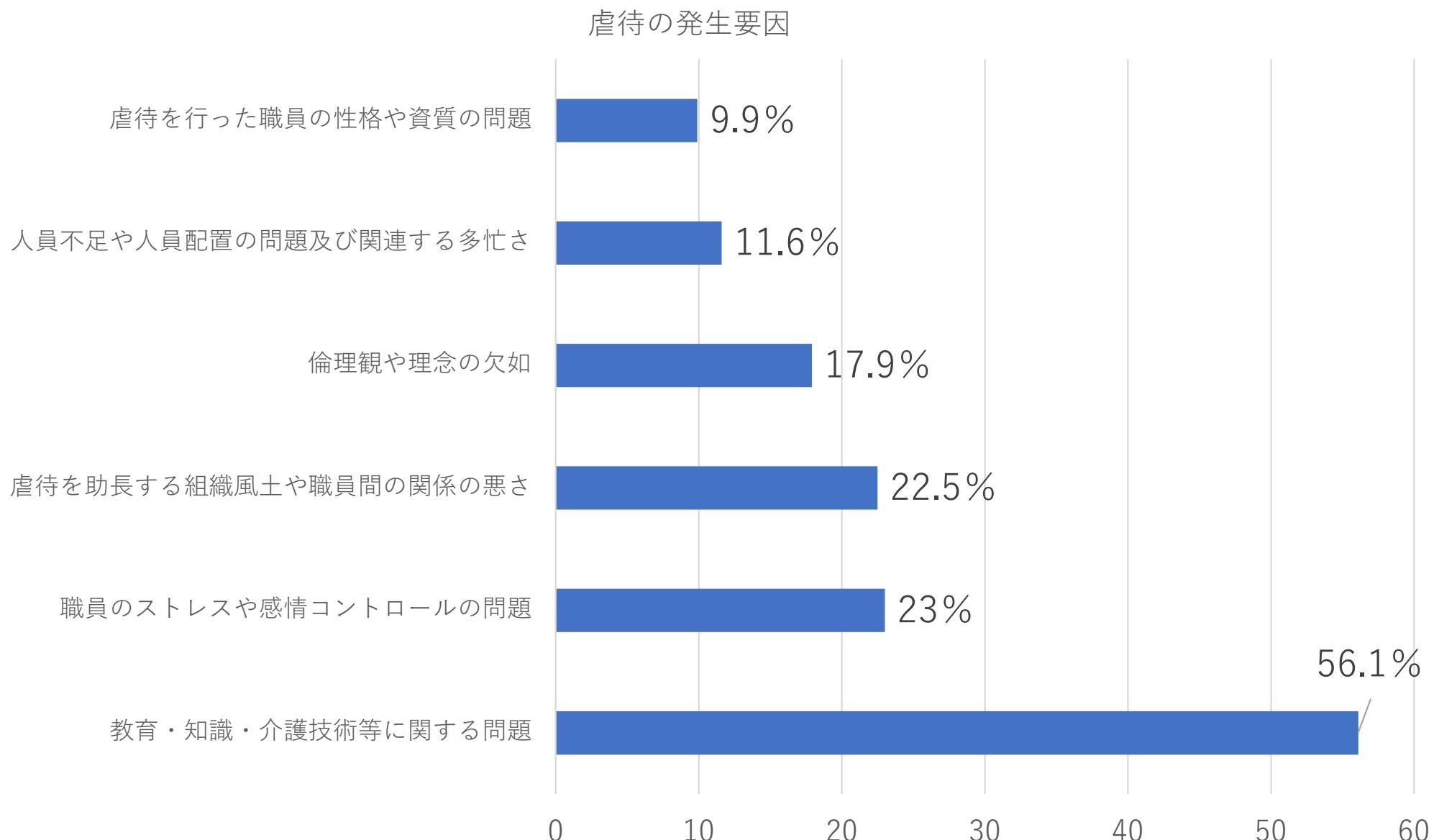
(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00025.html 10

高齢者虐待に係る相談・通報者



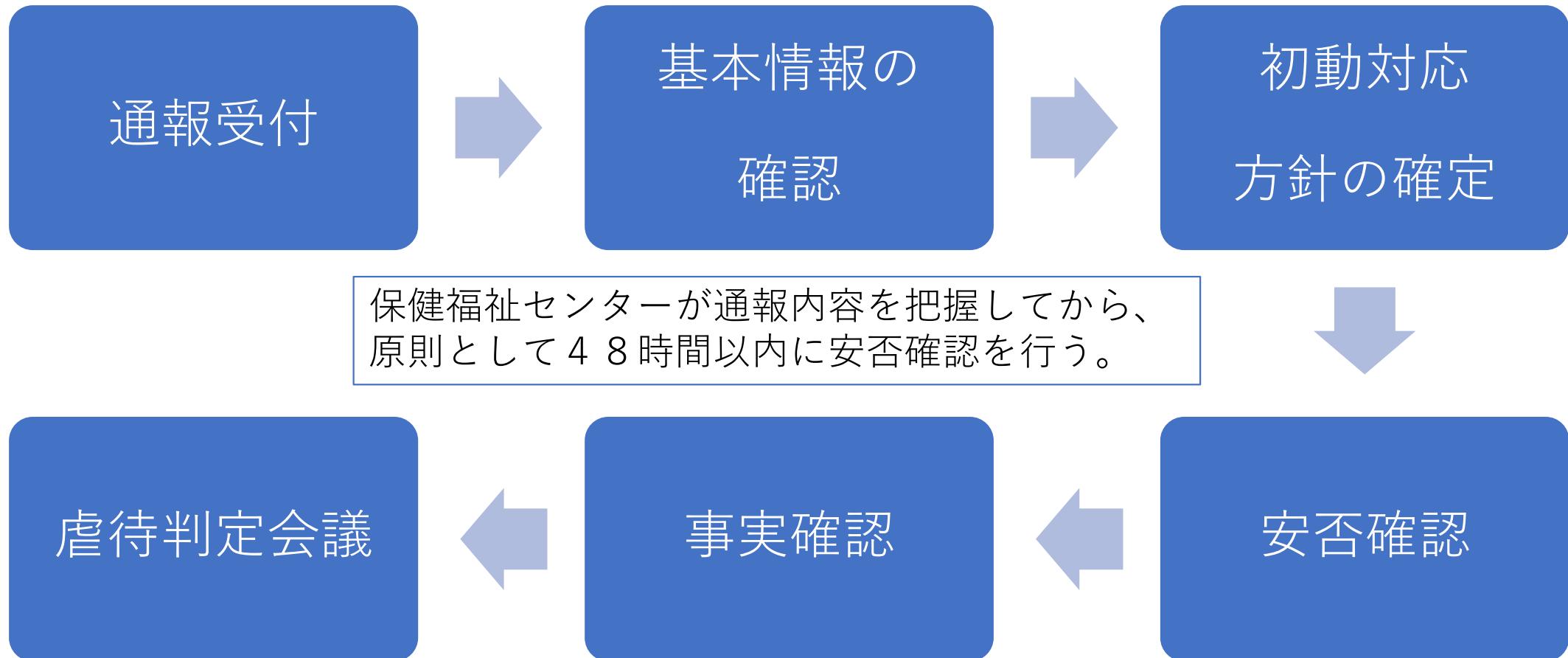
(参考) 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00025.html



(参考) 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00025.html

Ⅱ 養護者による高齢者虐待について

1 養護者による高齢者虐待に係る対応について



2 各介護保険サービス事業所における御協力のお願い

(1) 被虐待者世帯に係る基本情報

介護保険サービスの利用状況をはじめとした当該世帯の生活状況等

(2) 安否確認（生命・身体に危険が生じていないかどうかの確認）

業務上（介護サービス提供時等）可能な範囲で、安否確認の依頼

【安否確認による確認事項】

- 暴力等により生命の危険性の有無 等
(例：重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、搖さぶり、身体拘束)
- 食事が与えられることによる重度の低栄養・脱水状態、
十分な介護が受けられることによる重度のじょくそう、肺炎、
戸外放置の有無 等



【虐待対応と個人情報の取扱いについて】

- 高齢者虐待対応は、個人情報保護法の利用目的による制限、第三者提供の制限に係る規定の例外が認められており、介護事業者などが、高齢者本人の同意なく個人情報を取り扱うことや、市町村等に情報提供をすることが認められている。
- 市町村職員及び地域包括支援センター職員に対しては、高齢者虐待防止法により、守秘義務が課せられているため、情報提供者を特定する情報等を外部に漏らすことはない。

(社団法人日本社会福祉士会 養護者による高齢者虐待対応の手引き)

III 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

1 通報義務

高齢者虐待防止法第21条に基づき、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、本市に通報する必要がある。

2 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

高齢者虐待防止法第24条

市町村又は都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されている。

●養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合

改善指導：虐待防止改善計画の作成、

第三者による虐待防止委員会の設置による

改善計画に沿って事業が行われているかどうか継続的に関与

⇒ 必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う。

●指導に従わない場合には…

老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図る。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例】

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。・ ぶつかって転ばせる。 <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。・ 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p> <p>※ 刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができる。</p>

区分	具体的な例
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・ 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視したりする行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 <p>④ 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>

区分	具体的な例
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 怒鳴る、罵る。 ・ 「ここ（施設等）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・ 日常的にからかい、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレを使用できるのに職員の都合を優先し、本人の意思及び状態を無視しておむつを使う。 <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。

区分	具体的な例
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要したりする。 ・ 性的な話しを強要する (無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・ わいせつな映像や写真をみせる。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等 (高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。

(マスコミ報道事案)

【特養職員による虐待事案】

- ・ 過去に、職員による利用者への暴言を虐待と認定し、行政指導
- ・ 虐待を確認したら速やかに行政に通報するという内容で、施設は誓約する

➤ その後も内出血ができるほど顔や頭をたたく身体的虐待や、
介助を頼んだ利用者への「あなたのからだが悪いんだ」といった暴言、
ネグレクトが計15件確認された。

施設長は行政に通報せず、利用者の家族には事故が原因であると虚偽の説明を職員にさせていた。

➤ 虐待に関わった職員は「余裕のない職場環境で感情のコントロールが出来ていなかった」などと話した。

- 対象者個人への被害にとどまらず、通報義務を果たさない、虚偽の説明をするなどして隠ぺいを図るなど、業界の信用に与える影響も大きい事案
- 令和6年4月からの義務化された取組と併せて、虐待の発生要因（スライド8枚目参照）を踏まえつつ、引き続き、虐待防止の取組の徹底をお願いする。

IV 身体拘束について

1 定義

介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。**

（1）具体的な行為

介護保険指定基準において禁止となっている行為は、
「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」

- 【例】
- ・ 徘徊（転落）しないように、車いすやベッドに体幹や四肢を紐で縛る。
 - ・ 皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ・ 車いす等から立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
 - ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(2) 身体拘束がもたらす弊害

- ア 身体的弊害
- イ 精神的弊害
- ウ 社会的弊害

2 緊急やむを得ない場合の三つの要件

- ◆ 切迫性
利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ◆ 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ◆ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

→ 身体拘束廃止委員会等のチームで検討、確認し記録しておく。

※ 身体拘束に関する記録は義務付けられている。

「緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者（利用者）の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」（5年間保存）

【身体拘束廃止未実施減算について】

1 対象サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、
(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2 減算額

(入居者全員) 所定単位の 10%／日減算

3 要件

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施すること。

高齢者虐待防止法に基づく通報、対応状況について

